都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）

改正案	現行
目次　（現行のとおり）	目次　（略）
第一条から第十三条の五の四まで　（現行のとおり）	第一条から第十三条の五の四まで　（略）
（中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等）	（中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等）
第十三条の五の五　（現行のとおり）	第十三条の五の五　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
一から三まで　（現行のとおり）	一から三まで　（略）
四　第十三条の五の二第七項に規定する省エネルギー性能基準（別表第一の五　三の項の表イからニまでの欄における住宅用途ＢＥＩ（再生可能エネルギーを除く。）の値は、別表第一の五備考四本文の規定により算出した値とする。）その他知事が別に定める事項に係る対応状況	四　第十三条の五の二第七項に規定する省エネルギー性能基準（別表第一の五　三の項の表イからハまでの欄における住宅用途ＢＥＩの値は別表第一の五備考三本文の規定により、同表三の項の表ニの欄における住宅用途ＢＥＩ（再生可能エネルギーを除く。）の値は別表第一の五備考四本文の規定によりそれぞれ算出した値とする。）その他知事が別に定める事項に係る対応状況
五から八まで　（現行のとおり）	五から八まで　（略）
3及び4　（現行のとおり）	3及び4　（略）
第十三条の五の六から第八十三条まで　（現行のとおり）	第十三条の五の六から第八十三条まで　（略）
別表第一から別表第一の四まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第一の四まで　（略）
別表第一の五　省エネルギー性能基準（第九条の二及び第十三条の五の二関係）	別表第一の五　省エネルギー性能基準（第九条の二及び第十三条の五の二関係）
一及び二　（現行のとおり）	一及び二　（略）
三　中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）に	三　中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）に

おける省エネルギー性能基準

区分	基準
イ　建築物省エネ法第二十一条第一項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	
ロ　建築物省エネ法第二十四条第一項に規定する特定一戸建て住宅建設工事業者が新たに建設する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	
ハ　建築物省エネ法第二十四条第二項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	
ニ　建築物省エネ法第二十一条第二項に規定する特定共同住宅等建築主が新築する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	
ホ　第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分（イからニまでに規定するものを除く。）	

おける省エネルギー性能基準

区分	基準
イ　建築物省エネ法第二十一条第一項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	
ロ　建築物省エネ法第二十四条第一項に規定する特定一戸建て住宅建設工事業者が新たに建設する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するもの	
ハ　建築物省エネ法第二十四条第二項に規定する特定共同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	
ニ　建築物省エネ法第二十一条第二項に規定する特定共同住宅等建築主が新築する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	
ホ　第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分（イからニまでに規定するものを除く。）	

建築物の熱負荷の低減に関する基準						
外皮平均熱貫流率が〇・六〇以下であること。						
外皮平均熱貫流率が〇・八七以下（地域区分四における中小規模特定建築物については〇・七五以下）であること又は住宅仕様基準第一項⑴、⑵及び⑶イに適合すること。	住宅用途	BEI（再生可能エネルギー利用の低減に関する基準の の）	住宅用途	BEI（再生可能エネルギー利用の低減に関する基準の の）	住宅用途	BEI（再生可能エネルギー利用の低減に関する基準の の）
	住宅用途	BEIが一・〇以下である	住宅用途	BEIが〇・八五以下であ	住宅用途	BEIが〇・八以下である
					住宅用途	BEIが〇・九以下である

建築物の熱負荷の低減に関する基準						
外皮平均熱貫流率が〇・六〇以下であること。						
外皮平均熱貫流率が〇・八七以下（地域区分四における中小規模特定建築物については〇・七五以下）であること又は住宅仕様基準第一項⑴、⑵及び⑶イに適合すること。	住宅用途	BEI（再生可能エネルギー利用の低減に関する基準の の）	住宅用途	BEI（再生可能エネルギー利用の低減に関する基準の の）	住宅用途	BEI（再生可能エネルギー利用の低減に関する基準の の）
	住宅用途	BEIが一・〇以下である	住宅用途	BEIが〇・八五以下であ	住宅用途	BEIが〇・八以下である
					住宅用途	BEIが〇・九以下である

減に関する基準	ギーを除く。）が〇・八以下であること。	ギーを除く。）が〇・七五以下であること。	ギーを除く。）が〇・八以下であること。	ーを除く。）が〇・八以下であること。	こと又は住宅仕様基準第二項に適合すること。

四　（現行のとおり）

備考

一及び二　（現行のとおり）

三　住宅用途ＢＥＩとは、建築物（一の項の表の適用においては、共用部分を含む。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。）で除して得た値をいう。

四　住宅用途ＢＥＩ（再生可能エネルギーを除く。）とは、建築

減に関する基準	ること。	こと。	こと。	ギーを除く。）が〇・八以下であること。	こと又は住宅仕様基準第二項に適合すること。

四　（略）

備考

一及び二　（略）

三　住宅用途ＢＥＩとは、建築物（一の項の表の適用においては、共用部分を含む。）の設計一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄における住宅用途ＢＥＩは、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

四　住宅用途ＢＥＩ（再生可能エネルギーを除く。）とは、建築

物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第十条第一項第一号ロ(1)に規定するものをいい、基準省令第十三条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第十条第一項第一号ロ(1)に規定するものをいい、基準省令第十四条中○・八を乗じる部分及びE_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからニまでの欄における住宅用途ＢＥＩ（再生可能エネルギーを除く。）は、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからニまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る誘導設計一次エネルギー消費量の合計を、当該建築物に係る誘導基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値をいう。

五から七まで　（現行のとおり）

別表第二から別表第二十まで　（現行のとおり）

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで　（現行のとおり）

物の誘導設計一次エネルギー消費量（基準省令第十条第一項第一号ロ(1)に規定するものをいい、基準省令第十三条中E_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第十条第一項第一号ロ(1)に規定するものをいい、基準省令第十四条中○・八を乗じる部分及びE_Mを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、三の項の表ニの欄における住宅用途ＢＥＩ（再生可能エネルギーを除く。）は、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表ニの欄に掲げる用途に供する建築物に係る誘導設計一次エネルギー消費量の合計を、当該建築物に係る誘導基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値をいう。

五から七まで　（略）

別表第二から別表第二十まで　（略）

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで　（略）